

老発 0 3 3 1 第 9 号
社援発 0 3 3 1 第 1 8 号
令和 2 年 3 月 3 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」の
一部改正について

福祉サービス第三者評価事業については、平成 30 年 3 月 26 日付け子発 0326 第 10 号、社援発 0326 第 7 号、老発 0326 第 7 号「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について」(以下「第三者評価指針改正通知」という。)により、平成 26 年 4 月 1 日付け雇児発 0401 第 12 号、社援発 0401 第 33 号、老発 0401 第 11 号「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」が一部改正され、社会福祉法人制度の見直しなど、関連制度の改正等による本事業を取り巻く環境の変化に対応するため、共通評価基準等の見直しがなされたところである。

一方、高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価事業については、平成 29 年 3 月 31 日付け老発 0331 第 10 号、社援発 0331 第 18 号「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」により実施しているところであるが、第三者評価指針改正通知を踏まえ、本通知を改正することとし、その内容等を別紙のとおり整理したので通知する。

各都道府県におかれては、貴管内市区町村、第三者評価機関及び福祉サービス事業者等に対する周知についても併せてお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添える。

高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価共通評価基準の解説版について

※ 高齢者福祉サービス事業所等（特別養護老人ホーム、通所介護、訪問介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）での評価が効果的に行えるように、共通評価基準ガイドライン（平成30年3月26日）の趣旨が変わらぬように配慮して、以下のように内容の加筆・削除等を行っている。

1. 共通評価基準の改定

（１）「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正について」（平成30年3月）

○厚生労働省より「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正について」（平成30年3月）が通知され、福祉サービス第三者評価基準ガイドライン、福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドラインが改定された。

○この改正は、社会福祉法人制度の見直しなど、この間の関連制度の改正等による第三者評価事業を取り巻く環境の変化に対応するために行われたものである。

（２）高齢者福祉サービス版第三者評価基準ガイドラインの改定

○共通評価基準は、各福祉施設・事業所の種別に関わりなく共通的に取り組む事項に関し評価する基準であり、高齢者福祉サービス版共通評価基準ガイドラインは、平成30年3月26日の「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正について」のもとに改定した。

2. 内容の加筆・削除等について

加筆・削除等した点は対照表のとおり。